

## 光が丘第八保育園民間委託化対策協議会（第17回）要点記録

平成17年8月3日（水）

於：光が丘図書館

文体はすべて「である」体、または体言止めに統一する。

区管理職以外は、保護者・区議会議員も含め、個人名を表示しない。

文中、「保護者側出席者」は「保護者」、「保護者側司会」は「司会」、「光が丘第八保育園」は「光八」と表記する。

司会 開催する。

（双方委員自己紹介）

司会 前回協議会での合意事項はなかったということでよいか。（双方了承）月曜日、区提出の選定会議に関する資料に関して議論に入りたい。保護者側は事前に資料をもらっているの、目を通していていると思う。区側からの改めての説明は必要か。

（双方とも必要なし）

司会 それでは、この資料から始めさせてもらいたい。保護者側から、選定会議の要綱について資料提出の希望があって、それが出されている。それについて保護者側から、質問等があればお願いします。

保護者 この資料の中で、保護者側で依頼したもののうち、言及がないものがある。従前の選定委員会との整合性について言及がないので、それについて説明願う。

課長 従前の選定委員会は、区が要綱で設置した。その選定委員会の要綱は、選定会議の設置要領を定める際に、区の行政手続の中で廃止した。要綱、要領どちらも区の内部の基準を定めるものであり、区的意思決定において定めていくものである。本来、継続的な1年以上の事業等が要綱、要領の対象だが、重要な案件なので要綱、要領という形で定めた。要綱から要領にしたのは、選定会議の実際の構成員が区の内部職員でもあり、要領という形で決めた。

保護者 聞いたのは、前回の選定委員会と今回の選定会議の位置づけはどうか、そういう話である。

課長 先の選定委員会の経過を踏まえて、選定会議で選定をしていくと考えている。選定会議は「さら」という話ではなくて、前回の選定委員会の経過も踏まえて、選定委員のなかには、それぞれ応募事業者に対して問題点を指摘したことは事実なので、それについて重点的に今回、検証し、確認し、再審査をする。その上で選定会議において委託事業者の選定をする、そういう考え方を持っている。

保護者 一つ前の課長の説明に戻るが、前の選定委員会の要綱の廃止ということがあった。選定委員会の要綱を見ると、事業者の選定をもって廃止する、これ以外の附則は書いていない。選定できていないから、これは廃止できないのではないか。

課長 選定委員会の要綱は、選定をするために設置した選定委員会について定めた要綱である。廃止の理由として、選定をもってこの要綱は終了する、役目は終わると附則で規定している。指摘はその通りだが、区としては今回、選定委員会の総括「選定に至らず」という形が出たので、それを受けて、選定会議を立ち上げて、そこで

選定していく、その下に現地調査部会を設ける、そういう考え方に至った。その際に、選定委員会の設置要綱については廃止をするという意思決定をした。

要綱、要領どちらも、区の内部の基準を定めたものである。区の意思決定の中でそれを設置する場合に、役割、目的を終了したということであれば、区の内部の意思決定として、その中で廃止することが可能である。選定が終わって、選定委員会の設置要綱の役目は終わって終了というのが通常のプロセスだと思うが、今回、選定委員会の総括として結論「選定に至らず」という形が出たので、それを受けて、区として選定委員会の目的が達成できなかった、それならば選定会議を立ち上げていく中で、選定委員会の設置要綱を廃止するという意思決定をした。

保護者 簡単な方法というか、言い方が問題で、選定に至らないというのは選定されていないということだ。選定に至っていないのに、現在それを廃止する、そのところがよくわからない。

課長 附則の「選定をもって廃止する」は、通常のプロセスの中で、事業者が選定されて廃止するという想定の上に附則に記載してあった。設置要綱については区の内部基準であるので、区の意思決定において制定できる。また、廃止も区の意思決定でできるわけだ。通常のプロセスでは、事業者が選定されて、要綱の目的を達成したということによって自然に廃止になる。今回、それとは違った「選定に至らず」という結果が出て、選定委員会の総括文という中で選定委員会の結果が出ている。それを受けて、区としてはこのまま選定委員会にするのかどうかという区の意思判断、意思決定が出てくる。その中で今回、選定委員会とは違った、選定会議を立ち上げる。その際には選定委員会という設置要綱については廃止をするという意思決定をした。

保護者 非常にわかりにくい説明で、役所の人にはわかりやすかったかもしれないが、私たちにはわかりにくかったという印象だ。私が聞きたいのは、先ほど課長が、「経過を踏まえて」という言葉を使った。従前の選定委員会の経過を踏まえて、区の意思決定として前の設置要綱を廃止し、選定会議の設置要領を定めたということである。この中で、「経過を踏まえて」という言葉の意味、もう1つは、意思決定とは何に基づく意思決定なのか。要は、従前の選定委員会が出した結果をどうして無視できるのかということをお聞きしたい。

課長 選定委員会の結果は、総括文であり、意見が分かれて選定に至らずだ。総括文以上でも以下でもない。それを受けて、区としてどうするのか。今回、選定会議を立ち上げ、その中で選定委員会の設置要綱について廃止する意思決定をした。選定委員会での選定作業、選定行為を続けてきた経過がある。そのなかで、選定委員それぞれがいろいろ指摘された点がある。その部分について重点的に、選定会議のもとに組織する現地調査部会において、重点的に検証、確認、再調査を行うという位置づけだ。だから、「選定委員会の経過を踏まえて」という言葉になる。

保護者 非常にわかりにくい。経過を踏まえるということは、選定委員会の内容を100%踏襲することか。そうではないだろう。そうでないということは、無視する部分も少なからずあるわけだ。無視するところはないのか。そこを知りたい。

課長 選定委員会の結論は総括文の中に出ている。皆さんに配付した総括文それ以上でもそれ以下でもないと話した。最終的に選定委員会の中では選定するに至らなかつ

たということである。それについて無視するわけではなく、選定するに至らなかったことを受けて、今回、選定会議を立ち上げた。また、選定委員会の選定するに至らなかった経過、どういう点で意見が分かれて問題点が指摘されたのか、そういう部分についても、今回、立ち上げた選定会議で引き続き重点的にその部分について検証、確認、再審査を行う。そういう考え方を持っているということだ。

保護者 よくわからないので、具体的に質問する。区が進めると言っている選定スケジュールについて、先週の確認の中では、7月26日から8月6日までが選定会議及び現地調査部会、8月7日から12日までが事業者決定、その翌週、15日から19日が委託契約締結だ。総括文が出たのが7月20日だ。課長の発言の「指摘事項を踏まえて」というところで、総括文の指摘は、「審査する過程で、応募事業者それぞれについて」というくだりだ。「意欲や熱意が感じられる一方、職員配置計画の条件を満たしていない、また、障害児保育の経験の不足、運営管理が甘い、経験不足、給食の衛生管理に問題あり、現地調査の保育内容と保育者の子どもへの対応に疑問がある」、この辺が具体的な指摘事項として挙がっている。光八と比較しての問題点が選定委員の中から出たということだ。きょうは8月3日である。選定される事業者、3社がこの20日付のこの総括文を手に入れたとして、わずか2週間で光八のレベルまで改善できるとは普通に考えてとても思えない。

一方、26日から8月6日までの間に選定会議の現地調査開催というスケジュールになっている。今週やっているということは、民間調査機関、私立保育園園長、栄養指導主査らが調査をしているであろうという仮定の話だが、普通に考えて光八のレベルに引き上がるとは思えない。また同じ結果になる可能性があり、同じ指摘をされる可能性が強い。それでも選ぶという、その感性がよくわからない。

課長 この総括文が完成するまでに選定委員とやりとりをしてきた。この記載は最初の段階から出てきていたが、総括文が正式にまとまったのが7月20日だ。指摘された点がそんな簡単に改善できるわけがないだろう、同じことであれば同じ結果になるのではないかという指摘だと思うが、区としては、この指摘された点は、選定委員みんながみんな、全部そうだということではない。選定委員のうちの何人が問題としたのか、というのもある。特別に大きい問題とした方もいれば、多少問題があった程度の方もいる。そこら辺のいろいろ評価が分かれる部分がある。意見が分かれる部分、また指摘された点について、再度、調査、確認、審査、検証していくということだ。

保護者 そうすると、今回の選定委員は、有識者3名、園長経験者、河口部長も含めて、保育についてそれなりの見識は持っている方だ。有識者は、相当の見識を持っている。そこは一致するところだろうと思うが、そこに該当する人たちがこの対応策に出ている現地調査部会という理解をしていいか。つまり、学識経験者に公平な判断を仰ごう、それが今回の現地調査部会に該当するということか。

課長 選定委員の構成メンバーに、そういう第三者も入れて、有識者という形をいれたということだ。選定会議の構成メンバーは、本部長以下4人の関係部長ということだ。ただし、その下に現地調査部会を設けて、実際に保育に携わっている経験者、専門的な立場で第三者評価などを行っている調査機関などに、実質的な部分の調査

をしてもらって、その調査結果を選定会議に挙げてもらい、それをもとに選定会議の中で選定してもらおう、そういうつくりをしている。

保護者 本部長にぜひ聞きたいのは、この資料を見ると行政責任という言葉が出てくる。

委託事業者の選定は本来、区の行政責任で行うべきと考える、となっているが、行政責任の意味について教えてほしい。ここで言う定義は何か。

本部長 私ども、行政として保育園の運営をしている。保育園の運営の責任は、行政にある。そういう意味だ。

保護者 それだけか。

本部長 保育園の運営責任は行政にある。選定委員会が「選定に至らず」という結論を出した以上、新たな選考システムを作り、行政の責任で選定をするということだ。

保護者 行政の責任というときに、アカウントビリティ、私も余りこの言葉は使わないのでよくわからないが、大学の先生の書いた文書を見ると、命令権者や主人筋に当たる人に、自分の命じられた仕事について責任を全うしたことを弁明する、これがアカウントビリティであると、なっている。この場合の主人筋とは誰か、我々、区民だ。政治家である区長も従だ。選挙で選ばれれば後は何をしてもよいと錯覚しているのではないかと私たちは思う。その点についていかがか。

本部長 アカウントビリティの話が今、あったが、私ども、区民の信託を受けた区長が4年間区政を預かる。それをチェックするのが議会だ。もちろん個々の事例については、こういう形で、皆様と話す場合もある。区長になったら、何をやってもいいと錯覚しているのではないかという話だが、そのようなことではない。当然のことながら、区長として4年間区政を預かりたいということで公約を掲げ、それを区民が評価して、相対多数ということで区長として区政を預かるということだ。志村区長は、行政改革を公約に掲げて、当選した。今回取り組んでいるのもその一環だ。

基本的に区民が区政に望んでいる多様なニーズを区長の政治姿勢に基づいて優先順位をつけて対応していく。選挙でその評価をもらうのが日本のシステムだ。今の政治システムでいうと、何をやってもいいということではなくて、4年間、区長として公約を掲げることで信任された。それぞれの議員も同じような立場で区民の信任を受けて、50名の区議会が構成されている。区長としては、議会に対して責任を負う。もちろんその議員は、区民から選ばれた人だ。それが間接民主主義の政治システムだ。直接民主主義を否定するということではなく、個々の事例においては直接、意見をもらい、適切に対処していく。

保護者 次に指摘したいのは、法的な責任だ。選定委員会の決定を覆した形でやろうとしている。いわゆる合法性、法規制のものさしの部分で問題があると考えている。例えば外部委託で請負に出すとき、どんな法的ルールによっているのか。区長に対して警告文も出したが、選定委員会の議決に反して行う事業者決定は行政裁量の乱用、逸脱であり、違法行為であると我々は認識している。なお、保護者と協議の上定めた選定手続を無視して行う事業者選定は行政法の一般原則であるところの信義則に反し、違法である、これも同じように指摘する。

本部長 区長あての警告文をもらった。今回のこの件については、選定をもって終了するという形で要綱が定められて、選定していないから選定会議への正当性がないので

はないか、そういう議論があったが、この選定をもって終了するという事は、当然のことながら選定してもらえということで要綱を作成した。皆様もそういう意識であったと私どもも思っている。その要綱で定めた選定委員会が結果として選定に至らずという形である以上、保育行政に責任をもつ立場から、また、区長が区民の皆様から信託を受けた区議会に対して、この問題について、9月実施を約束したという考え方を含めて、新たな選定システムをつくって対応することが行政責任を果たすという考え方で対応している。合法性に問題あり、違法行為、あるいは私どもの行政裁量の乱用との話であるが、私ども行政を遂行する立場からそういう考え方は持っていない。

保護者 考え方は持っていない、というのはそらちの話だ。だれでもわかる形で法的な手続の正当性を示してほしい。そちらの思いはわかるが、思いを言うのは違う。

本部長 行政として私たちが言いたいのは、今回のケースについても、議会の所管委員会にきちんと報告している。手続はきちんと踏んでいると思っている。議会に報告し、区の進むべき方向について基本的に理解されたと理解している。それを踏まえて、この協議会に区の考え方も示し、協議している。

保護者 光八の民間委託に関して、区議会が優先か、光八の保護者の意見が優先か。僕らの理解を得るのが大前提だと思うが、いかがか。

本部長 基本的には光八の対策協議会を立ち上げているので、皆様と真摯に話をすることが大前提という立場は変わらない。ただ、私どもは、光八の保育の委託を提案しているが、ほかの保育園も具体的に提案している。あくまで保育行革は目的ではなく、手段である。区としての多様なニーズの中で、どうしても見直しせざるを得ないということで、区長として公約を掲げ、それを具体的に実現するプロセスをきちんと踏み、議会に報告し、理解された上で対応してきている。したがって、光八の問題について皆様に対して第一に話すことは、これまでもずっとやってきている。23日の協議会に初めて具体的な話をした。区議会の所管委員会においては基本的な考え方ということで話した。ここでは、今の意見と逆な意見、批判をもらったところだ。「議会が先だ」ということだ。私どもは、保育行革については区議会に対し報告、相談するのは当然のことだが、個別の問題については、こういう形で個々の皆さんの話を十分聞かせてもらおう。

繰り返しになるが、初めに協議会に話すことは基本的には変わっていない。どちらが優先なのかという話になれば、今の政治システムからいけば、当然のことながら議会に諮るのが基本的には優先と思っている。その中で、各論の部分については協議会に話すのが筋だ。これまでそういう対応でやってきている。

司会 きょう7時から8時半という非常に短い時間だ。保護者側、区側、もう少し手短かに要点をまとめて、時間が貴重なので、その辺、協力願う。

保護者 今の本部長の考え方、非常に私どもとしては理解の範囲を超えているが、まず、我々に話すのでは困る。それは報告である。説明ではない。協議会をやっているから、協議してもらわないといけない。話すのでは困る。

それから、区長が所信表明をした。それに基づいて動く。それは信任を得た区長の公約である。大きな枠としてはそうであろう。しかし、その中で光八協議会とい

うのを開いて、民営化の実際の動きというのを各段階において決めてきたわけだ。それで、6月25日の協議会で、選定に至らなかった場合の合意をとっている。これは区側が遵守することはもう確認してある。先ほど区議会に報告したことによってきちんとしたプロセスを経ていると本部長は言ったが、それ以前に、6月25日に協議会で合意をとっている以上、その合意項目に沿って、きちんとプロセスを経てやるのが正しい。行政としての裁量の範囲であると思うし、その合意を無視して、勝手に選定会議を立ち上げて選定を行っていくというのは、行政裁量の逸脱ではないか。合意項目を守ってきちんとやっていくことが、プロセスを経てやるということであるし、それを議会に報告されれば問題ないではないか。

本部長 6月25日の協議会で、選定し得なかった場合の対応ということで、合意した。この協議会には、選定し得なかったことを踏まえて区側の考え方としてスケジュールも含めて、示した。保育行政に責任をもつ区としての基本的なこの問題に対応する立場を議会に対して表明していることも踏まえて、区としての選定プロセスを進めている。プロセスとしては、この協議会の合意事項を無視しているとは、思っていない。現に、この場で協議をしている。

保護者 無視しているところは、本当はないのか。前の選定委員会のうち、何を踏襲していないのか教えてほしい。例えば総括文をすべて踏襲された手続きでいくのか。総括文には非常に問題がある業者が多いと評価して書いてある。そのまま踏襲するということが。問題ある事業者をもう一回選びなおすのか。選定基準についても変えないと聞いている。

課長 選定基準については、基本的には選定委員会で使った選定基準を使っていく。配付した資料のとおり、現地調査も同じような形でやっていく。網掛けの部分については、選定委員会の中で現地調査が特に必要だという項目の部分だ。そのままそれについても使っていく。総括文の中で審査の過程で選定委員の中からそういう問題点について指摘があった、総括文の中からもそれが読み取れるということだが、それは最終的に意見が分かれて選定に至らなかったというわけなので、審査する過程の中でさまざまな議論があり、それが総括文に表現されている。最終段階において、委託決定のその審査のプロセスを書いているというのが総括文の中身だ。

保護者 3事業者については、全会一致で不適とは言っていないということか。事実を言ってほしい。残りの1事業者は別だが、その前の3事業者について区はどう考えているのか。こういう問題があると、区自ら書いている。選定委員会がいろいろ問題ありと書いている。これでも区は、適していて、次の選定会議にも入れるという意思だ。問題ある事業者をそのままスライドするという認識でいいのか。

課長 そうではなくて、選定委員会の審査の過程の中で出てきた問題点ということだ。選定委員の中には事業者についてこの点が問題という指摘をした部分もあるし、評価も分かれた部分もあるのは確かだ。最終段階においてというのは、審査のプロセスの中の最終段階において、最後に1事業者について最終的に意見が分かれて選定するに至らなかったということである。区としては、選定委員の中で指摘された問題点、あったことは事実だが、それをもって応募事業者全部が水準に達していないという考え方に立っていない。

保護者 何を調べたというのか。

司会 河口部長、選定委員だった立場から、今の質問に答えてほしい。

部長 選定委員会のまとめは総括文の文言にあらわれているとおりに思っている。選定委員とのやりとりの中でまとめられた。あれ以上でもあれ以下でもないと思っている。これを受けて、区としてどう判断するのかという問題については、公募事業者は他の自治体等で実績があるから、改めて選定の対象とするという判断をしたということだ。

保護者 保護者の最大の疑問は、どうして同じ基準で審査するのに違う結果が出てくるのか、そういうことだ。資料にある選定会議の設置要綱の中に意思決定の仕方は何も書いていない。透明性、公平性はどのように確保するのか。

私立保育園には、区から補助金が出ているか。

課長 社会福祉法人は補助金が出ている団体である。

保護者 ということは、区と利害関係があるわけだ。

それから、民間の第三者機関、これは区側の随意契約ということによいか。

課長 契約の形式としては随意契約だ。

保護者 こちらも公平に選ばれているわけではない。指名で随意契約ということで、こちらにも利害関係があるとみなされる。園長経験者、栄養指導主査、こちらも区の職員もしくは区の職員だった方ということによいか。

課長 園長経験者についてはそういうことだ。

保護者 経験と見識は異なると思う。従前の選定委員会で選定にあたられた方は、見識のある方だと思う。保育の専門家、多くの保育園の委託化事業の選定をしてきた方、公平な判断能力を持った皆さんであったと思う。そういう専門家が入っていた選定委員会の決定に対し、経験はあるだろうが、区との利害関係がある関係者が選定の判断をする。出てきた結果に対して不透明な判断をする。意思決定の仕方がわからない状態で我々が理解できるわけがない。いかがか。

課長 全部、利害関係があるというとらえ方だが、民間調査機関は、第三者評価を相当数やられている評価機関に委託した。

私立保育園については補助金を出している。その補助金は一定の制度のもとで出しているから、私どもがどうこうということではない。ルールのもとに補助しているので、何かあったら補助金がどうなるこうなるという話ではない。

園長経験者と区の職員がいるが、今回の現地調査部会は、今まで保育に携わった経験、専門的な知識、能力などに基づいて、現地の保育園の調査をしてもらう。調査をしてもらうことで、今までの選定委員会で指摘を受けたことについて、検証、確認、再審査、調査をする。その調査結果をあげてもらうということだ。選定すべきかどうかという判断をするということではない。専門的な立場で調査をしてもらい、その調査結果を報告してもらうということだ。

選定会議の透明性については、選定会議自体は非公開で行うが、その結果についてはもちろん公開していく、採点結果についても公開していく。ただ、選定会議そのものは公開ではなく、非公開の中で決めていく。

保護者 今は、透明性の話をした。公開と透明性は全然違う。

保護者 この仕組が一番問題だと思う。百歩譲って、この現地調査部会は利害関係がなく、公平な立場だとしても、この人たちは調査報告を上げるだけで、この人たちが選定するわけではない。選定は、健康福祉事業本部長、企画部長、総務部長、保健福祉部長、この4名が選定するわけだ。密室でやる。しかも、この4名は前回の協議会のときにいみじくも本部長が、プロではないと言っていた。プロでない4人が、それを受けて、密室でやって、結果を公開するから、透明性は保てる。どこをどう信じて、やられるのか、全然理解できない。幾らでも結果を捻じ曲げられる。出てきた報告をもとに、選定の点数付けをこの4人がするわけだ。こんなの幾らだってできるではないか。そこがおかしいと言っている。

保護者 なぜ選定会議のメンバーが現地調査しないのか。おかしくないか。

課長 選定会議のメンバーは、保育に実際に携わったことがないということで、保育のプロではないと言った。そういう立場であるからこそ、現地調査部会で、その専門的な立場で現地の調査をしてもらった結果を上げてもらう。それに基づいて選定をしていく。選定のメンバーが4人ととも区の内部の人間で、信用しがたい、どう決めるかわからないではないかという話だが、今回の選定会議、現地調査部会のシステムについては、専門的な調査をしてもらって、保育のプロではないが行政のプロである者が選定をしていく。実際の保育の部分の調査は怠ってはいけないということで、現地調査部会を設けて、その結果報告をもらうことを考えている。

保護者 行政のプロかもしれないが、これは保育の問題だから、その選定会議で点数をつけるうえで行政のプロがきちんと判断できるなんてどこにも保証がないではないか。行政のプロだから1社どうにか選ぼうと思うのではないのかと私は逆に思う。

本部長 私が選定会議の座長をする。選定会議の議論が密室ではないかという指摘だが、会議の経過を公開しないと言う点では、選定委員会も同じだ。

保護者 それはすりかえているだけだ。

本部長 プロでない4人がやる。確かに保育の直接の経験はない。皆様が推薦された選定委員会の有識者は、保育のプロかどうかはわからないが、私ども4人よりは造詣が深いと思っている。どうして行政4人がやるのかということだが、選定委員会の「選定し得ず」という結果を受けて、行政としての責任で選定せざるを得ない。つまり、結果について責任を持つという意味で、行政4人で選定会議を構成した。選定会議のプロセスについては非公開、これは自由な論議を行うための非公開だが、結果については公開していきたい。選定委員会については、選定委員会の会議そのものの情報も一切外に出さないという形で進められた。区としては、プロセスについては、公開しないが、それぞれの回の議論について、公開していきたい。

それよりも、応募事業者の中には、他の自治体等で実績がある事業者がいるので、その中から選定して、9月の準備委託着手、12月の本格委託、区側がフォローしていく中で、現状の光八の水準を維持できると確信している。そのような事業者を選定していきたい。

保護者 この4人が何のためにこれをやっているか、光八の保育の質を担保できる事業者かどうか判断するためにいるわけだ。判断できるロジックを示してほしい。どうして判断できるのか。視察はしない。現場行かない人がどうして判断できるか、ロジ

ックがさっぱりわからない。前の選定でできなかったのが、もっと現場を知って、的確に判断できる人がやらなければいけないだろう。

保護者 重要なステップだと思う。判断する人は実際に見に行くべきだ。重要なプロセスだと思うが、選定のための事業者プレゼンテーションをこの4名は見していない。どうするのか。園長候補のヒアリングもない。にもかかわらず選定できるというのはどういうことか。

課長 園長候補については、応募事業者の園長候補者は、現在に至っても変更がないという場合には改めてのヒアリングは省略して、選定委員会の結果を尊重していく。園長候補が変わるということであれば、改めてやる。

保護者 今聞いたのは、園長候補のヒアリング、プレゼンを、その4人は見っていないだろう。それをどうするのか。

課長 選定会議についても、選定委員会の経過を踏まえてということで、選定委員会で指摘されたことに現地調査部会で検証していく。選定委員会で園長候補のヒアリングをしているので、現在もその園長候補者が変わらなければ、選定委員会の選定結果を尊重していきたい。

保護者 今言われたことは、19日付の文書「対応策」にもないし、それから、選定会議設置要領の中にも一切書いてない。どういうことか。

課長 要領は、選定会議の基本的な部分を記載したものだ。選定会議を具体的にどう運用していくのか、それは区の中で考えていく。選定委員会の経過を踏まえ、園長候補者のヒアリングの審査について、園長候補が変わらなければ、選定委員会の選定結果を尊重していこう、そういう選定会議の選定方針だ。

保護者 今、口頭で説明されたが、残念ながら、そのようなプロセスについて明示されていない。そういう意味で、透明性、公平性、公開性などが担保されていない。したがって、私たちはこのような従前の選定委員会の結果を無視する可能性の高いこのような選定会議は納得できない、理解できないと言っている。

課長 先ほど補足のなかでプレゼンテーションの話があった。私ども、事業者については改めてヒアリングをする。今、現在やっている。

保護者 何のヒアリングか。

課長 事業者について、現在のスケジュールで、最初に提出された事業計画と変更になるのか、確保できるのか、そういう確認をするためのヒアリングだ。

保護者 理由が全然わからない、いつものパターンだ。日程だけは進んでいる。保護者はすごく不安だ。区側も入った選定委員会の総括文には、こんなにいっぱい問題がある事業者と言っている。それをメンバー代えれば、今度は100%、選べるのか。選べなかったらどうするのか。選べるとしたら、それはおかしい。次の選定会議で100%選べるのか、教えてほしい。選べなかったらどうする。そこも教えてほしい。

保護者 そういう意味では先ほどのメンバーの独立性に問題があるということである。本部長、どうぞ。

本部長 選定委員会で私どもは当然選んでもらえると思っていた。大変、残念であり、心外だ。どうして選べなかったのかということ区側として受けとめて、行政責任としての選定会議をするということで、手続を進めて、皆様にも話している。

司会 本部長、前置きはいいい。保護者側からの質問に的確に答えてほしい。時間がない。

保護者 100%、選ぶのか。

本部長 100%、選ぶつもりでいる。

保護者 どうして選べるのか。

本部長 選べると思っている。

保護者 前の選定委員会も選べると思ったが、選べなかった。どうして今度は選べるのか。

本部長 先ほど話したので、あえて繰り返さない。皆様から推薦された3人の有識者を区長が委嘱したということは区の責任ということだ。区が責任をとるという立場で選定し得なかった以上、区としての行政責任を果たすという立場から、区側が選定会議を設定し、そこで選定する。特に選定委員会で指摘された点について、現地調査等の中で、こちらについては保育のプロの目で見てもらおう、という考え方である。それを受けとめて、4人の選定委員で選定する。結果については、きちんと公開する。当然皆様からの評価ももらう。

保護者 前選定委員会の都合のいいところだけとっている。

保護者 1点だけ、確認する。課長の先ほどの説明で、前選定委員会の選定については踏まえてやっていくという話だ。総括文には、事業者には問題がある、意見は割れている、とある。これは踏まえないということか。これは無視して、4事業者は同じ条件で選定会議でもう1回やり直す、選定するということが。そういう意味か。

課長 選定委員会の選定経過を踏まえ、今回の選定会議はゼロからのスタートという考え方でないと話した。選定委員会で指摘を受けた点について重点的に審査、確認、調査をするのが現地調査部会だ。保育の経験や識見を持っている者が調査することで、経過を踏まえるということになる。

保護者 もう少しわかりやすく願います。わからない。

課長 選定委員会の選定経過を踏まえるというのは、選定委員から指摘を受けた点について再審査、検証、確認をする、そういう部分で選定会議において選定委員会の経過を踏まえる、という表現をしている。

保護者 再審査したいのか。それともメンバーを変えたいのか。両方やりたいのか。再審査するのであれば、同じメンバーですればいいと言った。メンバーを変えるというのがわからない。メンバーを変えて100%選べると言っているが。

本部長 保育行政に責任がある区の立場として、改めて選定会議を立ち上げ、区の責任で選定する。したがって、他の自治体等で実績のある事業者があるので、区としては選べると思っている。

保護者 区の責任であるという表現は省略してほしい。

保護者 あなた方、嫌がらせをしているようにしか思えない。わざと保護者の不安を煽っている。どう考えたって、あなたよりは少なくとも造詣のあった保育のプロ、複数の有識者が、これは間違いなく給食に問題があると書いてある。その給食に問題があると言っている事業者をわざわざまた入れて、それで再選定する。その再選定を本部長が自分で認めているように素人がやると言っている。私たちは不安でしょうがない。本当に私たちの不安を解消すると思っているのか。ルーレットで選ぶようなものだ。

河口部長が去年から何回も言ってきたが、私たちの不安を解消するのは区の責任だ。進めたいのはいい。進めたいのだったら、きちんとしっかり仕事しろ。きちんとやり方を考える。こんなめちゃくちゃなやり方で、少なくともどうして給食に問題がある事業者をまた入れて、その中から素人が選ぶという形をとるのか。これで不安が解消するわけないだろう。素人が選んだから気づかなかった、そういう事業者が来るかもしれない。どうするのか。冗談じゃない。全く不安が解消していない。これはあなた方の責任だ。

本部長 嫌がらせしているとしか思えないという発言だが、決してそのようなことはない。保護者 では解消してほしい。

本部長 給食の話が具体的に出た。総括文にはそういう表現の記載がある。選定委員会における評価についてはその通りだと思う。として、そういう部分がある。

保護者 そういう事業者をどうして入れるのか。

本部長 区としては、給食の問題がある、あるいは現場の保育の状況においても、そういった意見をもらっている。5人の委員で見た結果として、そういうことであることは十分受けとめているが、それについて新たな視点で私どもは見ていく。

( 錯綜した発言を一部省略する。 )

司会 どうぞ、続けて。

本部長 調査部会を構成し、保育のプロの目で当然チェックして、その報告を私どもがもらい、私どもとしてそれを評価し、決定することになる。

保護者 給食のことわかっているのか。素人と言っただろう。どこを見るのか。給食の何を見るのか。どういうところまで見るか、教えてほしい。今すぐ答えてほしい。

本部長 調査部会からの評価をもらい、私どもとして最終的にそれを踏まえて、決定をしていく。例えば給食に問題があるという指摘があった事業者は、調査部会の中でそこがどういう評価であったか、報告を受ける。

保護者 選定委員がだめだと言っているものを、どうして調査部会がもう一度それを調査するのかと聞いている。私たちが不安を感じるのは、本部長よりも見識がある有識者がだめだと言っているものを、次の調査部会で今度はいいと言われて、私たちの不安が解消すると思うのか。どうして私たちの不安を煽るようなやり方をするのか。不安を解消させるのは区の責任だ。行政の責任だ。何で不安を煽るのだ。

本部長 不安を解消するのが私ども行政の責任、そのとおりだ。だから、私どもは選定委員会の結果については大変遺憾であると何回も話している。どうしてそういう結果になったのか、前々回の協議会で話している。議会の所管委員会でも話している。

保護者 結果の話をしているのではなくて、経緯の話をしている。

本部長 区としては、応募した3つの事業者を選定委員会の指摘も一定踏まえる。

保護者 有識者は、信用しないのだろう。今度は信用するのか。

本部長 総括文については、合意している。その合意については、踏まえる。調査部会は保育のプロと思っているので、報告をもらい、それをもとにして区として選定をして、結果については公表していく。

保護者 不安が全く解消していない。やり方が問題と言っている。例えば、それで がついても、私たちの不安は解消しないと言っている。一度だめと言われたのが、次は

いいよと言われても、それはその方々が見落とししたかもしれないと思うわけだ。手続き論を言っているのではない、私たちの不安の問題を言っている。とても心配だ。こんな心配の中でとても子どもたちは預けられない。それをぜひ解消してほしいと言っただけだ。何を言われても、不安が解消しない。一度だれかがだめだと言ったものを、もう一度だれかがいいと言っても不安に思うに決まっている。常識的に考えてほしい。

本部長 だめだ、とした評価が、どうかと言っている。

保護者 どうかではない。少なくとも本部長よりは見識、造詣があると言っただろう。

保護者 区が選定委員として委嘱したのだから。

( 錯綜した会話を一部省略する。 )

本部長 皆様が不安だということについて、総括文の中にあることについて、現地調査部会の報告を受けて、それを踏まえて、審査をして、結果について公表する。

保護者 それでは不安は解消しない、そのやり方ではだめ、と言っている。

保護者 発言を繰り返さないでほしい。

司会 ここで一たん切らせてもらう。

保護者 本部長、結果の中には現地調査部会の報告も当然入っているという理解でいいか。

本部長 当然、入っている。

司会 もう、時間もぎりぎりなので、最後に何かあるか。

保護者 選定会議のメンバーよりも造詣が深い選定委員が出された総括文がある。その中に問題があるとされた事業者、1事業者については受託適格をめぐって意見が分かれたとなっているが、残りの3事業者は、選定委員会全体でだめと言っていると私たちは理解している。そういうところが、例えば1事業者の受託適格の意見が分かれた部分に関しては、保育の専門家である選定委員が、適格ではない、もしくは最低基準に及ばないという採点をしている。その事業者が表に出てしまうわけだ。他の自治体等で実績があるにもかかわらず、だめと言われている事業者の名前が明らかになる。これは社会的な影響であるとか、その事業者に対する責任を、改めて指摘する。非常に大きな問題だと思う。その事業者が、子ども関連の事業をしている場合、市場からの撤退も迫られる可能性がある。そういう法令順守に問題がある事業者の場合、そういう動きを私たち消費者はする。その影響を考えてほしい。

部長 私ども、その辺に関しては十分配慮する必要があるだろうと思っている。そういう配慮も含めて、区としての判断をしていきたい。皆様の心配は受けとめたい。

司会 何かあるか。

保護者 今回もやはり何ひとつ納得いくものがなかったと言わざるを得ない。我々の不安は全く解消されていない。給食のこと、障害児保育、そういうことも含めて、本当に不安だ。一度、×のレッテルがついている。最初の選定に問題があったと本部長は言うが、我々は最初の選定委員の見識を信じたい。この総括文に挙げられた問題点について、何ひとつ解決が見出せないと思っている。区の選定についても、透明性、公平性、判断の独立性、これについて問題があると我々は感じざるを得ない。これについて議論をしてもどうせ平行線だが、時間なのできょうはこれで終わる。

司会 次回協議会について、何かあるか。

本部長 今、委員長からまとめがあったので、こちらもまとめる。最初の選定に問題があったという認識だ。したがって、区の問題でもって対応する。結果についてはきちんと公開する。しかるべき事業者を選定する。

保護者 本部長、次回までにぜひとも我々の不安を解消する案を持ってきてほしい。

保護者 全く認められない。

司会 保護者側は、次回協議会の日程に関して、何か希望があるか。

保護者 夏休みぐらい子どもの面倒を見てやりたい。次に、我々が集まれるのが8月20日か21日である。20日のほうが集まりはいいということなので、日程調整願う。

課長 20日を中心に、区としても日程調整していきたい。

司会 それでは、第17回協議会を終了する。